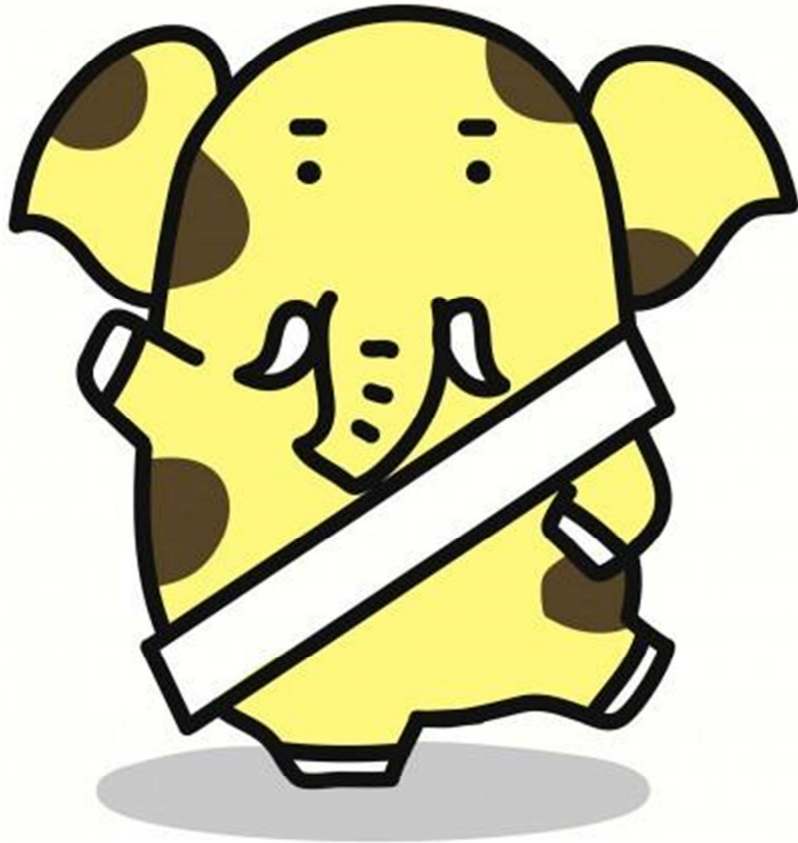


# 選挙だ！ 投票に行こう！



このパンフレットは、選挙のいろいろな投票方法や支援制度などについて、できるだけ短く、分かりやすいようにまとめて作成しています。

そのため、実際の選挙において、選挙人本人、ご家族又は付添人の方々が具体的にどのような手続をすればいいのかなど、分からない点がありましたら、新座市選挙管理委員会事務局まで、お気軽にお問合せください。

目 次

選挙の投票方法について	
1 一般の投票方法	2
2 いろいろな投票方法	2
(1) 点字投票	2
(2) 代理投票	3
(3) 期日前投票	3
(4) 郵便等による不在者投票	4
(5) 市外に滞在しているときの不在者投票	5
(6) 入院・入所している施設での不在者投票	5
3 代理投票をするときの意思の確認方法について	6
4 投票所におけるいろいろな支援など	6
5 投票支援シートについて	7
6 投票所に出かけるときに利用できる福祉サービス	7
7 選挙公報等の点字版・音声版について	7

資料

投票支援シート

# 選挙の投票方法について

1人でも多くの有権者の方に投票していただくため、選挙には、いろいろな投票方法と支援制度が定められています。

そこで、投票に当たり何らかの支援が必要な方々に、いろいろな投票方法と支援制度についてご理解をいただき、積極的に投票していただくため、いろいろな投票方法等についてご案内します。

なお、市のホームページにも選挙についてのいろいろな情報を掲載しており、その情報を音声で読み上げる仕組みもあります。また、「声の広報にいざ」を聴くこともできますので、どうぞご利用ください。

## 1 一般の投票方法

有権者には、選挙の投票日前に、新座市選挙管理委員会から、1人に1枚ずつの投票所入場整理券が世帯単位で送られてきます。

また、各世帯に選挙のお知らせと選挙公報が配布されます。

選挙の投票日に、この入場整理券を持って、住んでいる場所ごとに決められている投票所で投票します。（入場整理券がなくても投票できます。投票所の受付で申し出ていただければ、入場整理券を再発行します。本人確認書類（運転免許証、障がい者手帳、保険証など）をお持ちください。）

投票日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

投票は、選挙の種類ごとに1人1票となります。

## 2 いろいろな投票方法

### (1) 点字投票

視覚に障がいのある方は、投票管理者に申し出て、点字投票をすることができます。

投票所には点字用投票用紙と点字器を用意しています。また、候補者の氏名、政党名等を記載した点字用の氏名等掲示があります。

点字用の氏名等掲示がない場合には、候補者の氏名等を読み上

げることでもできます。

新座市選挙管理委員会に申し出ていただければ、選挙公報の音声CD又はカセットテープを事前に貸し出すことができます。

## (2) 代理投票

病気やけが、障がいなどにより、自分で投票用紙を書くことができない方は、投票管理者に申し出て、代理投票をすることができます。

代理投票は、補助者2人が投票を補助します。1人の補助者が代理投票を申し出た選挙人の意思を確認し、投票用紙に候補者の氏名等を記入します。もう1人の補助者は、選挙人が指示したとおりに候補者の氏名等が記入されているかを確認します。

代理投票の補助者は、公職選挙法で投票所の選挙事務従事者の中から選ぶことが決められています。そのため、ご家族や付添人等は補助者になることはできません。なお、申し出ていただければ、選挙人の近くにいることができるようにします。

(代理投票をするときの意思の確認方法については、別の項目で説明します。)

代理投票の補助者は、投票手続に入る前(投票用紙をお渡しする前)に、選挙人本人、ご家族や付添人等との間で、候補者の氏名等の指示に必要な選挙人本人の意思の確認方法について打合せをするなど、スムーズに代理投票ができるようにします。

## (3) 期日前投票

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、選挙の投票日に投票所で投票できないと見込まれる方は、選挙の公示日(又は告示日)の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票をすることができます。市では次のとおり期日前投票所を設けています。

きじつぜんとうひょうじょう 期日前投票所	かいせつにちじとう 開設日時等
にいざしやくしよない 新座市役所内	ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分から午後8時まで せんきよ こうじび また こくじび よくじつ 選挙の公示日（又は告示日）の翌日 とうひょうび ぜんじつ から投票日の前日まで
とうほく 東北コミュニティセンター内	ごぜん じ ごご じ 午前10時から午後8時まで とうひょうび ぜんじつ むいかかん 投票日の前日までの6日間
くりはちこうみんかんない 栗原公民館内	
ふくし さとない 福祉の里内	
にしほり しんほり 西堀・新堀コミュニティセンター内	

※ 期日前投票をするときも、点字投票や代理投票をすることができます。

#### (4) 郵便等による不在者投票

次の表の手帳等の交付を受けていて、手帳等の記載が次の事項に該当する方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票をするためには、事前に申請し、新座市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

てちょうとう しゆるい 手帳等の種類	しょう しゆるいとう 障がいの種類等	しょう ていとう 障がいの程度等
しんたいしょう しゃてちょう 身体障がい者手帳	りょうかし たいかんまた いどうきのう しょう 両下肢、体幹又は移動機能の障がい	きゅうまた きゅう 1級又は2級
	しんぞう ぞう こきゅうき 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 ちよくちょう しょうちょう しょう 直腸、小腸の障がい	きゅうまた きゅう 1級又は3級
	めんえき かんぞう しょう 免疫、肝臓の障がい	きゅう から きゅう 1級から3級まで
せんしょうびょうしゃてちょう 戦傷病者手帳	りょうかし たいかん しょう 両下肢、体幹の障がい	とくべつこうしょう 特別項症から だい ごうしょう 第2項症まで
	しんぞう ぞう こきゅうき 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 ちよくちょう かんぞう しょうちょう しょう 直腸、肝臓、小腸の障がい	とくべつこうしょう 特別項症から だい ごうしょう 第3項症まで
かいごほけんひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証	ようかいごじょうたいくぶん ようかいご 要介護状態区分が「要介護5」	

郵便等による不在者投票の対象者で、自分で投票用紙を書くことができず、手帳等の記載が次の事項に該当する方は、あらかじめ届け出た方（選挙権を有する方に限ります。）に投票に関する記入をしてもらうことができます。

手帳等の種類	障がいの種類等	障がいの程度等
身体障がい者手帳	上肢、視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障がい	特別項症から第2項症まで

(5) 市外に滞在しているときの不在者投票

投票日及び期日前投票の期間を通じて市外に滞在している方は、滞在先の近くにある市区町村で不在者投票をすることができます。

滞在先で不在者投票をする場合、投票用紙の請求等の手続で時間がかかりますので、選挙の日程が分かったときは、すぐに新座市選挙管理委員会にお問合せください。

(6) 入院・入所している施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した施設に入院・入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。市内では、次の施設が指定されています。

他の市区町村にある指定された施設に入院・入所されていても、新座市で行われる選挙の投票ができます。

指定された施設以外の施設に入院・入所している方は、その施設内で投票することはできません。入院・入所している施設が指定された施設かどうかは、その施設にお問合せください。

施設の名称	住所
新座志木中央総合病院	東北1-7-2
新座病院	堀ノ内3-14-30
堀ノ内病院	堀ノ内2-9-31
特別養護老人ホーム 殿山亀寿苑	堀ノ内3-13-1
特別養護老人ホーム 晴和苑	ひがし東3-7-26

とくべつようごろうじん 特別養護老人ホーム みかんの里	なかの 中野 1 - 1 7 - 3 3
とくべつようごろうじん 特別養護老人ホーム 菜々の郷	ばば 馬場 1 - 2 - 3 5
かいごつきゅうりようろうじん 介護付有料老人ホーム ケアヴィレッジ美乃里	とうほく 東北 2 - 6 - 2 6
とくべつようごろうじん 特別養護老人ホーム そらーれ新座	のびとめ 野火止 1 - 1 9 - 1 5

### 3 代理投票をするときの意思の確認方法について

代理投票をしたいときは、投票管理者に「代理投票をしたい」ということを選挙人本人が申し出てください。

そして、どのような方法であれば、自分が投票したい候補者の氏名等を指示することができるか、代理投票の補助者と事前によく相談してください。

#### 〔指示の方法の例〕

- 氏名等掲示・選挙公報等を見て、候補者の氏名等を指差すことができる。
- 選挙公報の写真を見て、指差すことができる。
- 口頭で候補者の氏名等を伝えることができる。
- 補助者が候補者の氏名等を読み上げたり、指で差していったときに、うなづく、まばたきをする、声を出す、表情を変える等の方法で、補助者に意思表示をすることができる。
- 選挙公報を切り抜いたものやメモを持参するなどして、自分が選んだ候補者の氏名等を補助者に伝えるとともに、投票したいという意思表示をすることができる。

### 4 投票所におけるいろいろな支援など

- 車イスや座って投票用紙を書けるようにイスを用意しています。
- 拡大鏡（ルーペ）、老眼鏡、投票用紙を押さえる文鎮を用意しています。
- 筆談をすることができます。
- 書いてある文章を指差すことで、会話の手助けをするコミュニケーションボードを用意しています。
- 声や音を出して意思表示を行うときは、投票の秘密が確保さ

れるよう十分に配慮します。（小さな声が出せないときは、事前に申し出てください。）

- 投票用紙を投票箱に入れるときに、手を添えるなどの支援ができます。（自分一人で行いたいときは、申し出てください。）
- 盲導犬、聴導犬、介助犬は、投票所に一緒に入場できます。

## 5 投票支援シートについて

代理投票の申出や代理投票をするときの意思の確認方法など、投票を支援するためのシートを作成しました。（巻末資料）

投票所では、この投票支援シートに記入された内容に沿って投票のお手伝いをします。市のホームページにも掲載していますので、印刷してご活用ください。

## 6 投票所に出かけるときに利用できる福祉サービス

投票所に出かけることが難しい有権者で、一定の要件を満たす方は、次の福祉サービスを利用することができます。

制度の種類	福祉サービスの名称
介護保険制度 【介護保険課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護サービス</li> <li>・介護予防訪問介護相当サービス</li> </ul>
障害者総合支援法に基づく 障がい福祉サービス 【障がい者福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護サービス</li> <li>・行動援護サービス</li> <li>・移動支援サービス</li> </ul>

※ 福祉サービスについては、それぞれの担当課にお問合せください。

## 7 選挙公報等の点字版・音声版について

国政選挙（衆議院議員又は参議院議員の選挙）では、投票方法等についての点字パンフレットと音声CDが作成されています。

国政選挙と埼玉県知事選挙では、「選挙のおしらせ（選挙公報の点訳版、音訳版及び音声コード付き拡大文字版）」が作成されています。



さいたまけんぎかいぎいんせんきよ てんじ こうほしやとう かん  
埼玉県議会議員選挙では、点字による候補者等に関する  
じょうほうていきょう とうひょうび し さくせい  
情報提供と投票日のお知らせが作成されています。

にいざしぎかいぎいんせんきよ にいざしちようせんきよ せんきよこうほう おんせいばん  
新座市議会議員選挙と新座市長選挙では、選挙公報の音声版を  
さくせい  
作成しています。

こくせいせんきよ さいたまけんちじ せんきよ せいけんほうそう おこな  
国政選挙と埼玉県知事の選挙では、政見放送が行われています。  
せいけんほうそう しゅわつうやく じまくふよ おこな せんきよ  
この政見放送のときに、手話通訳、字幕付与が行われている選挙  
があります。